附　則

（施行期日）

1　この政令は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年六月二十二日）から施行する。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令の一部改正）

2　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「押収物還付公告令」を「押収物還付等公告令」に改める。

法務大臣　小川　敏夫
防衛大臣　田中　直紀
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○厚生労働省令第八十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十五条第三号、第二十九条の二第一項、第三十一条の四第一項及び第三十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則等の一部を改正する省令

（薬事法施行規則の一部改正）

第一条　薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条第十三号中「第一条第十七項」を「第一条第十八項」に改める。

様式第七十七を次のように改める。

様式第七十七（第百四十二条、第百四十九条、第百五十九条関係）

許可番号

医　薬　品　販　売　業　許　可　証

氏名（法人にあつては、名称）
店舗の名称
店舗の所在地又は営業区域

薬事法第24条第1項の規定により、店舗販売業配置販売業卸売販売業の許可を受けた者であることを証明する。

年　月　日

都道府県知事
保健所設置市市長　㊞
特別区区長

有効期間　年　月　日から　年　月　日まで

取扱品目

（薬事法施行規則の一部改正）

第二条　薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「政令で定める日までの間に、」を「政令で定める日までの間（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）又は改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者（以下「既存配置販売業者」という。）に係る業務についての実務に従事した者にあっては、第二条の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間。以下同じ。）に」に、「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）」を「旧薬種商」に、「改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者」を「既存配置販売業者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条（薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る。）及び次条については、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条（薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る。）の規定の施行の際現に交付されている同条の規定による改正前の薬事法施行規則様式第七十七による許可証は、同条の規定による改正後の薬事法施行規則様式第七十七によるものとみなす。

○経済産業省令第四十号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十七条の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第二十七条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十日　経済産業大臣　枝野　幸男

福島復興再生特別措置法第二十七条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令

（保険者等が行う記録の写しの提供）

第一条　福島県が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第二十七条の規定により保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。）に対して提供を求めることができる特定健康診査（高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）に関する記録の写しは、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項各号に掲げる項目に関する記録の写しとする。

2　福島県が、法第二十七条の規定により後期高齢者医療広域連合（高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）に対して提供を求めることができる健康診査（高齢者医療確保法第百二十五条第一項に規定する健康診査をいう。以下同じ。）に関する記録の写しは、前項に規定する項目のうち、提供を求められた後期高齢者医療広域連合が行う健康診査の項目に関する記録の写しとする。

3　法第二十七条の規定により特定健康診査又は健康診査（以下「特定健康診査等」という。）に関する記録の写しの提供を求められた保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）は、同条の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（記録等の提供に要する費用の支払）

第二条　保険者等は、法第二十七条の規定により記録の写しを提供したときは、福島県から、現に当該記録の写しの提供に要した費用の額の支払を受けるものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条第一号の政令で定める日（平成二十四年五月三十日）から施行する。